

令和6年度市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(決算)

(歳入)

地方消費税交付金	266,549 千円
うち社会保障財源交付金	142,788 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,973,654 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源交付金)	その他
社会福祉費	児童福祉事業	701,148	520,875	3,800	36,983	24,546	114,944
	高齢者福祉事業	46,935	1,273	2,000	7,405	6,380	29,877
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	637,592	450,143	11,800	0	30,909	144,740
	小 計	1,385,675	972,291	17,600	44,388	61,835	289,561
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	196,529	55,759	0	0	24,771	115,999
	介護保険事業特別会計繰出金	126,127	14,082	0	0	19,716	92,329
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	179,173	38,674	0	0	24,724	115,775
	小 計	501,829	108,515	0	0	69,211	324,103
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	86,150	7,948	4,200	7,275	11,742	54,985
	小 計	86,150	7,948	4,200	7,275	11,742	54,985
合 計		1,973,654	1,088,754	21,800	51,663	142,788	668,649

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。